

# 漁港で働く。 漁港でふれあう。

漁港の適正利用とマナー



長崎県

## より快適な漁港づくりのために

漁港は漁業活動、生産活動、流通の基地としての役割、地域社会の核としての役割、自然とのふれあい、海洋レクリエーションの場としての役割などがあり、漁業に従事している人達だけでなく、多くの人達が利用するものです。

現在、漁港は、不法に放置される船舶、自動車、漁網その他の物が原因でその機能が著しく低下しています。

漁港の未来のためにも、皆さんが気持ちよく利用するためにもマナーを守って正しく利用して下さい。

利用するにあたっては、許可申請(届)などの手続きや利用料を支払っていただくこと、禁止行為など、守っていただくことがたくさんあります。



# 漁港を利用する場合は、長崎県漁港管理条例などに 基づき、許可申請や利用届出が必要です。

## 漁港施設を利用する人の届出(許可申請)事項

### ◎プレジャーボート係留施設へ係留 【使用許可申請】

プレジャーボート等漁船以外の船舶を漁港区域内に係留する場合は、許可を受ける必要があります。許可は期限付きですので、更新が必要です。許可票は船舶の見えやすいところに貼る事も忘れないで下さい。



施設使用許可票

### ◎係留施設へ漁船・遊漁船・ 作業船・その他の船舶 (プレジャーを除く)の係留【届出】

### ◎野積場へ魚箱を仮置き【届出】

### ◎漁具干場へ漁網を仮置き【届出】



### ◎水面へ筏の設置【占用許可申請】



### ◎船揚場への陸置き【届出】



万一の事故に備え、賠償責任保険  
への加入をおすすめします。



- 船舶との衝突事故
- 漁港施設、漁業施設の損傷
- 遭難時の救助・捜索

# 漁港を利用する場合は、利用料・使用料 占用料などが必要です。

## 漁港施設を利用する人の義務

利用料・使用料・占用料などは、漁港の維持管理や漁港施設の整備の一部に充てられます

### 利用料

種別	区分	単位		金額
岸壁、棧橋 及び物揚場	係船料	漁船	係留 24 時間までごと に総トン数 1 トンにつき	2 円以内
泊地	停係泊料	漁船	係留 24 時間までごと に総トン数 1 トンにつき	1.60 円以内
野積場及び その他の用地	一般 利用料	24 時間までごとに 1 平方メートルにつき		2 円以内

### 使用料

種別	区分	単位		金額
岸壁、棧橋 及び物揚場	係船料	プレジャー ボート	係留 24 時間までごと に船舶の長さ 1メートル につき	25 円以内の額で 知事が定める額
泊地	停係泊料	プレジャー ボート	係留 24 時間までごと に船舶の長さ 1メートル につき	20 円以内の額で 知事が定める額

### 占用料

区分	占用物件の種類	単位	期間	金額
用地	漁業用工作物	1 平方メートル	1 年	近傍の地価に 100 分の 6 を乗じて得た額の範囲 内で知事が定める額

※上記金額は県管理漁港の一部施設の料金です。  
料金は漁港により異なりますので、くわしくは最寄りの市町村役場、長崎県  
各機関へお確かめください。



長崎漁港(三重)

◎利用施設周辺の清掃、ゴミなどの持ち帰り、良好な漁港環境の維持保全に努める義務があります。



◎漁港施設を損傷し、または許可条件違反により損害を生じさせた時は、原状に回復し、その損害を賠償しなければなりません。



◎許可条件を遵守しましょう。

# みなさんが気持ちよく漁港を利用するためにも マナーを守ってください。

## 漁港施設を利用する人の禁止行為

◎漁港施設・水面を許可無く占有・使用すること。

◎漁港施設の原形を変更したり、建物や工作物を許可無く設置すること。



◎使用しなくなった漁網・筏・船・自動車を放置すること。



◎漁港施設用地内で動かない自動車を倉庫として利用すること。



◎漁港施設用地内に油・ガソリンの入ったドラム缶を仮置きすること。



●立入禁止場所以外で釣りをしたりすることを禁止してはいませんので、安全対策や港内の清掃、ゴミの持ち帰りなどのマナーを守ってご利用ください。

●禁止事項を破ったり、無断で行った場合は、法律と条例に基づいて罰せられます。

